

令和7年度
第1回 静岡県地域福祉支援計画評価委員会

日時：令和7年10月31日（金） 13時30分～
場所：静岡県庁別館20階第1会議室A（オンライン併用）

次 第

1 開 会

2 議 事

（1）静岡県地域福祉支援計画の進捗評価

（2）指標・数値目標の変更について

（3）次期計画の策定について

＜意見交換＞

（4）市町における包括的支援体制の整備に関する支援について

3 閉 会

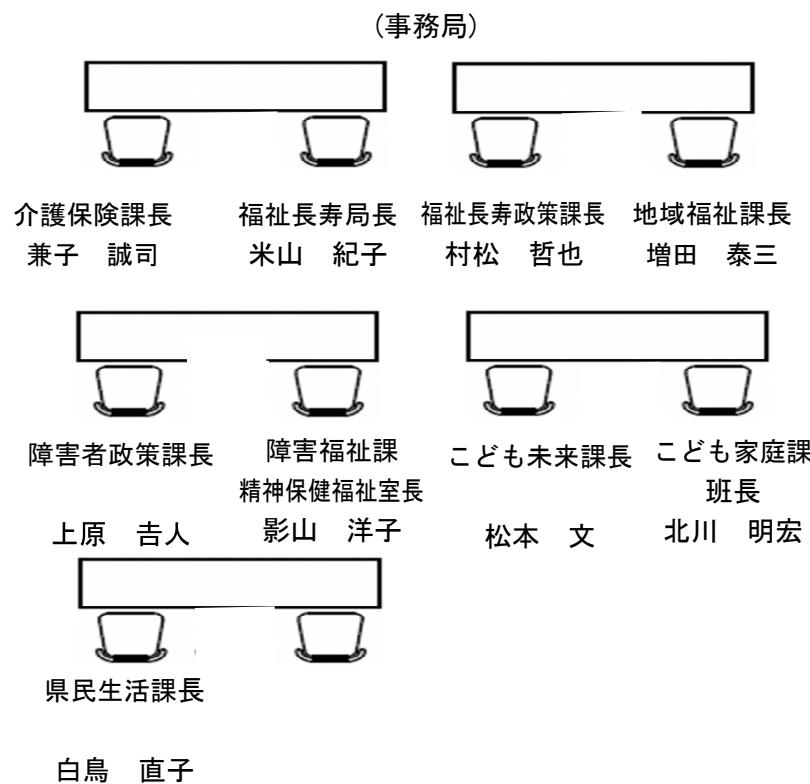
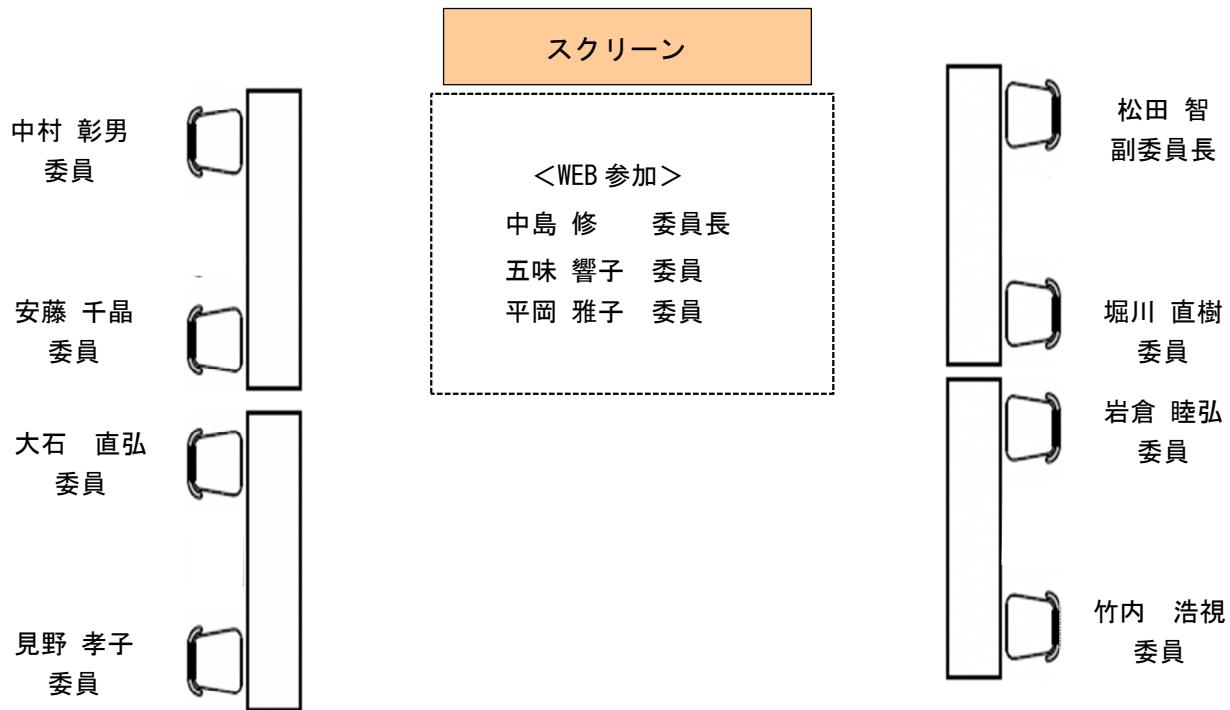
＜配付資料＞

- ・ 座席表
- ・ 委員名簿
- ・ 静岡県地域福祉支援計画評価委員会設置要綱
- ・ 静岡県地域福祉支援計画の推進体制
- ・ 資料1：静岡県地域福祉支援計画の進捗評価結果（概要）
- ・ 資料2：指標・数値目標の変更について
- ・ 資料3：次期計画の策定について
- ・ 資料4：市町における包括的支援体制の整備に関する支援について
- ・ 参考資料1：静岡県地域福祉支援計画の進捗評価結果一覧
- ・ 参考資料2：社会福祉連携推進法人制度の見直しについて

令和7年度 静岡県地域福祉支援計画評価委員会

座席表

日時：令和7年10月31日（金）13時30分～
場所：別館20階第1会議室A（オンライン併用）



令和7年度 静岡県地域福祉支援計画評価委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

区分	職名	氏名	備考
学識者	文京学院大学人間学部人間福祉学科 教授	中島 修	委員長 WEB 参加
福祉・保健・医療 関係者	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 福祉企画部長	松田 智	副委員長
	社会福祉法人菊川市社会福祉協議会 次長	堀川 直樹	
	静岡県民生委員児童委員協議会 会長	岩倉 瞳弘	
	一般社団法人静岡県医師会 理事	竹内 浩視	
行政	焼津市健康福祉部次長兼地域福祉課長	平岡 雅子	WEB 参加
地域 福祉 実践者 等	特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会 副理事長	五味 韶子	WEB 参加
	KHJ 静岡県いっぷく会代表 (NPO 法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会静岡県支部)	中村 彰男	
	一般社団法人静岡市清水医師会総合相談部長兼 在宅医療介護相談室長	安藤 千晶	
	社会福祉法人天竜厚生会 地域福祉事業部地域福祉課長	大石 直弘	
	地域介護アドバイザー	見野 孝子	

※ 任期限：令和8年3月31日まで

静岡県地域福祉支援計画評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 静岡県地域福祉支援計画の推進により地域共生社会の実現を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条の規定に基づき静岡県地域福祉支援計画（以下「支援計画」という。）の評価等を行う静岡県地域福祉支援計画評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、支援計画に関する以下の事務を行う。

- (1) 支援計画の調査、分析及び評価に関すること。
- (2) 支援計画の進捗管理に関すること。
- (3) 支援計画の中間見直しに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、福祉・医療関係者、地域福祉実践者、学識経験者等をもって構成する。

2 委員の任期は、3年を超えない範囲で別に定め、再任を妨げないものとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、副委員長は委員長の指名により選任する。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の事務局は、健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月16日から施行する。

静岡県地域福祉支援計画の推進体制

名称	構成員	所掌事務	備考
静岡県地域福祉支援計画策定・推進本部	庁内関係部局幹部	計画の策定・推進等	
静岡県地域福祉支援計画策定委員会	福祉・医療関係者、地域福祉実践者、学識経験者等	計画の策定に関する事項	計画策定時に設置 ※今後体制検討
静岡県地域福祉支援計画評価委員会	同上	計画の進捗管理、調査・分析及び評価、中間見直し	

※その他静岡県社会福祉審議会等の外部会議を活用して意見聴取